

平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人国立国語研究所

評価項目	評価結果	備考（実績等）
I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価		
1	契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価 （項目別評価p17 自己点検評価欄） ・契約事務運用マニュアルを改定し、契約については、一般競争入札を原則とするなど所内契約事務の周知徹底を行い、平成19年度中に行った入札実施件数は、平成18年度に比して、3倍以上となった。 ・部会等で状況説明を受け、妥当と評価した。	
2	契約の適正実施確保のための取組（※1）についての評価 全ての契約内容について、契約担当者以外の者による内部審査が行われるとともに、監事による監査も行われているところであり、契約の適正実施確保に適切な体制となっていると認められる。	毎年度作成の監査計画に基づく審査
3	「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価 一般競争入札等の件数が大幅に増加しており、「随意契約見直し計画」の達成に向け積極的に取り組んでいると認められる。	一般競争入札等 平成18年度 6件 平成19年度 20件
II 個々の契約に係る評価		
	監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約（※2）に対する監事等によるチェックプロセスについての評価 500万円以上の契約については、監事及び監査法人（第三者）のチェックを受けているところであり、チェックプロセスは適切なものであると評価できる。また、落札率の高い契約については当該プロセスに則って適切に行われている。なお、関連公益法人は存在しないので、「関連公益法人」との随意契約も該当するものはない。	

※ 斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項

※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制（内部審査体制、外部審査体制、監事監査等）についての評価を記載（措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価）

※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約（予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約）（500万円以上）を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。